

写

香労発基 0702 第 3 号
令和 8 年 7 月 2 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 友住 弘一郎

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。